

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について掲載いたします。

医療情報取得加算

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っております。

質の高い診療を実施するためにオンライン資格確認による情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行っております。

明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

一般名加算

後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発品があるお薬については商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

生活習慣病管理料

高血圧・糖尿病・脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。

この度の改定によって、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した療養計画書へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

また症状により28日以上長期投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは症状に応じて医師が判断いたします。